

○農林水産省告示第千六百八十八号
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）別表一の四の項のニューアーランド
から発送されるファイアブライト種、ファンタジ
ア種及びレッドゴールド種のネクタリンの生果実
に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定
め、平成元年十一月二十二日から施行し、昭和六
十三年十一月二十九日農林水産省告示第千八百八
十七号（植物防疫法施行規則別表一の四の項のニ
ュー・ジーランドから発送されるファンタジア種
及びレッドゴールド種のネクタリンの生果実に係
る農林水産大臣が定める基準を定める件）は、平
成元年十二月二十一日限り廃止する。

- 平成元年十二月二十日 農林水産大臣 鹿野 道彦
- 一 植物及び地域
　　ファイアブライト種、ファンタジア種及びレ
　　ッドゴールド種のネクタリンの生果実であつ
　　て、ニュー・ジーランドのうち、ニュー・ジ
　　ーランド植物防疫機関が濃密な病害虫防除が行わ
　　れる地区として指定した地域で生産されたもの
　　であること。
- 二 輸送方法
　　船積貨物又は航空貨物として輸入されたもの
　　であること。
- 三 生産地における検査及び證明
　　〔一〕 ニュー・ジーランド植物防疫機関により検
　　査され、かつ、その検査の結果、有害動物及
　　び有害植物が付着していないことを認め、又
　　は信する旨記載されているニュー・ジーランド
　　植物防疫機関が発行した植物検疫證明書が
　　添付してあるものであること。
- 〔二〕 〔一〕の植物検疫證明書には、次に掲げる事項
　　が特記されていること。
　　ア コドリングに侵されていないものである
　　こと。
- イ 四の消毒が行われたものであること。
- 〔三〕 〔一〕の植物検疫證明書には、〔一〕の検査及び四
　　の消毒の実施を確認した旨の植物防疫官によ
　　る付記がなされていること。
- 四 生産地における消毒
　　〔一〕 くん蒸施設において、臭化メチルを使用し
　　て二時間くん蒸すること。この場合における
　　薬量は、くん蒸施設の内容積一立方メートル
　　当たり六十四グラムとし、果実温度は、十二
　　度以上とすること。
- 〔二〕 〔一〕のくん蒸は、未包装のままを行うことと
　　し、一回に処理する生果実の量は、容積比で
　　施設の内容積の四十ペーセントを超えないこ
　　と。
- 五 こん包及びこん包場所
　　〔一〕 消毒された生果実は、コドリングの侵入す
　　るおそれがないと認められる材料によりこん
　　包されていること。
- 〔二〕 〔一〕のこん包は、コドリングの侵入するおそ
　　れがないと認められる場所で行われているこ
　　と。
- 〔三〕 各こん包には、ニュー・ジーランド植物防
　　疫機関による封印がなされていること。

六 表示
〔一〕 三の〔一〕の検査及び四の消毒が行われた生果
　　実のこん包には、輸出植物検疫が終了してい
　　る旨及び仕向地が日本である旨の表示がなさ
　　れていること。
〔二〕 〔一〕の仕向地の表示は、こん包の三面以上に
　　なされていること。